

生活交通ネットワーク計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

千葉県 長南町

様式第1-1

平成24年 月 日

国土交通大臣 殿

長南町地域公共交通活性化協議会
会 長 葛 岡 郁 男

生活交通ネットワーク計画認定申請書

生活交通ネットワーク計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別添のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

生活交通ネットワーク計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成24年6月 日

長南町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として、平成16年度から巡回バスの運行を行っています。役場周辺を起点として、町内全域を4路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルート設定し運行を行っています。

しかし、近年においては、利用者数が減少傾向にあり、このままの状況が続くと、運行費の負担が大きくなります。その一方で高齢化の進行により、将来の移動手段を心配する声もあります。

また、公共交通事情が悪化することにより、人口の流出がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、巡回バス運行の見直し等を含めた公共交通体系の再編が必要になっています。

長南町においては、平成24年1月から「長南町地域公共交通総合連携計画」の策定を見据える中で、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、デマンド乗合タクシーの実証実験を行ってきました。

今後は、公共的な移動手段がない住民の足を確保するためにも、公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗合タクシーを存続させていくことが必要であります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・デマンド乗合タクシーの利用者を年間2,500人以上とする。

(2) 事業の効果

- ・デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また、地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康の増進にも大きな効果が期待できる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する

運行システムの概要及び運行予定者

◎地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行地域

- ・長南町全域でドア・ツー・ドア方式

②対象者

- ・長南町在住の住民

③運行曜日

- ・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

④運行時間帯

- ・8時30分から16時

⑤車両台数

- ・2台（セダンタイプ4～5人乗り）

⑥運行ダイヤ

- ・指定しない

⑦運賃形態

- ・一人片道500円
- ・ペア割 一人片道300円

○運行予定事業者決定の経緯

- ①当該事業者は、運行開始までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得る見込みである。
- ②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。
- ③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く、安全・安心な輸送が期待できる。
- ④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、

負担者及びその負担額

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
「別添3 フィーダー系統収支見込表」を添付

5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日

当たりの運行回数が3回以上で認めた系統の概要

- 該当無し

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の

中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町

村の一覧

- 該当無し

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性

- 該当無し

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- 該当無し

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する

費用の総額、負担者及びその負担額

○該当無し

11. 協議会の開催状況と主な議論

○平成24年6月15日、平成24年度第1回長南町地域公共交通活性化協議会の開催
事業内容、費用負担、計画全体について協議・合意

12. 利用者等の意見の反映

○協議会には、関係交通事業者や道路管理者、または、所轄警察署長、もしくは、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町商工会長・町社会福祉協議会長・町校長会長・公募による委員が参加いただいております、協議会での議論を反映して計画を作成しました。

13. 協議会メンバーの構成員

町長が指名する者	長南町副町長
関係都道府県	千葉県総合企画部 交通計画課
公共交通事業者	(社)千葉県バス協会 (社)千葉県タクシー協会 小湊鉄道(株) 常務取締役 小湊鉄道(株) 労働組合 書記長 (株)HMC東京 千葉営業所長
国・県道路管理者	長生土木事務所 管理用地課長
警察	茂原警察署 交通課長
地域公共交通の利用者	町議会議員、町区長会長、町商工会長、町社会福祉協議会長 町校長会長、利用者代表
地方運輸局	関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
町長が必要と認める者	長南町住民課長、長南町教育課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県長生郡長南町長南2110

(所 属) 長南町役場 総務課 政策室 政策班

(氏 名) 小 澤 元 晴

(電 話) 0475-46-3301

(e-mail) seisaku@town.chonan.chiba.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準口で該当する要件
千葉県 (長南町)	(有)長南タクシー	長南町デマンド交通	地域内ファイダー	1,777	②(1)	地域内各バス停において地域間幹線系統と接続	①
	ゆたか自動車(株)	長南町デマンド交通	地域内ファイダー	678	②(1)	地域内各バス停において地域間幹線系統と接続	①

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	(有)長南タクシー	25年度
------	-----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,446 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,446 千円
	営業費用	5,032 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	5,032 千円
	営業損益	3,586 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	3,586 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	1852.5 時間	経常収支率	28.7 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
長南町デマンド交通	2,716 円 32 銭	2,699 円 31 銭	2,699 円 31 銭	780 円 56 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間			
			発地	営業区域	着地										
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域			247 日	2,892 回	0.25 時間	0 時間	0 時間	100%	1852.5 時間			
合計		系統					0.25 時間	0 時間	0 時間		1852.5 時間				

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ク以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
千葉	1	5,000,471 円	1,445,987 円	3,554,484 円	3,554,484 円	3,554 千円	1,777 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,000,471 円	1,445,987 円	3,554,484 円	3,554,484 円	3,554 千円	1,777 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
千葉	1	3,585,995 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		3,585,995 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	ゆたか自動車(株)
------	-----------

25 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	498 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	498 千円
	営業費用	1,856 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	1,856 千円
	営業損益	1,358 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	1,358 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1852.5 時間	経常収支率	26.8 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
長南町デマンド交通	1,001 円 88 銭	2,699 円 31 銭	1,001 円 88 銭	268 円 82 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域		247 日	996 回	0.25 時間	0 時間	0 時間	100%	1852.5 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計		系統					0.25 時間	0 時間	0 時間		1852.5 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
千葉	1	1,855,982 円	497,989 円	1,357,993 円	1,357,993 円	1,357 千円	678 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,855,982 円	497,989 円	1,357,993 円	1,357,993 円	1,357 千円	678 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
千葉	1	1,357,983 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		1,357,983 円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	長南町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	9,073
交通不便地域	9,073

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,073	長南町全域	過疎地域自立促進特別措置法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4-3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

事業者名: (有)長南タクシー

補助対象期間: 平成24年10月1日～平成25年9月30日

フィーダー系統収支表(詳細版)からデータを抽出してい

フィーダー系統収支見込表

(単位:千円)

項目	(乗合バス型) ①	(デマンド型バス)②	合計額(①+②)	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	0	1,446	1,446	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	0	1,446	1,446	0
【営業費用】				
人件費	0	2,547	2,547	0
燃料油脂費	0	407	407	0
修繕費	0	104	104	0
固定資産償却費	0	151	151	0
保険料	0	161	161	0
施設使用料	0	0	0	0
道路使用料	0	0	0	0
施設賦課税	0	38	38	0
その他経費	0	0	0	0
(自由記述)運行委託費	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
運送費計	0	3,408	3,408	0
一般管理費	0	1,624	1,624	0
営業費用合計	0	5,062	5,062	0
【経常収支】	0	-3,586	-3,586	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。

事業者名：(有)長南タクシー

補助対象期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日

フィーダー系統収支見込表(詳細版)

(単位：千円)

	(乗合バス型)	(デマンド型バス)	合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入		1,446	1,446	
運送雑収入		0	0	
営業収益合計	0	1,446	1,446	0
【営業費用】				
人件費				
給料		2,333	2,333	
手当		0	0	
退職金		0	0	
法定福利費		142	142	
厚生福利費		72	72	
臨時雇賃金		0	0	
その他		0	0	
小計	0	2,547	2,547	0
燃料油脂費				
ガソリン費		407	407	
軽油費		0	0	
油脂費		0	0	
その他		0	0	
小計	0	407	407	0
修繕費				
車両修繕費		104	104	
その他		0	0	
小計	0	104	104	0
固定資産償却費				
車両償却費		151	151	
その他		0	0	
小計	0	151	151	0
保険料				
自賠責保険料		78	78	
車両保険		83	83	
その他		0	0	
小計	0	161	161	0
施設使用料		0	0	
小計	0	0	0	0
道路使用料		0	0	
小計	0	0	0	0
施設賦課税				
自動車重量税		6	6	
自動車税		7	7	
その他		25	25	
小計	0	38	38	0
その他経費		0	0	
(自由記述) 運行委託費		0	0	
(自由記述)		0	0	
(自由記述)		0	0	
小計	0	0	0	0
運送費合計	0	3,408	3,408	0
償却費を除く運送費	0	3,257	3,257	0
一般管理費				
人件費		768	768	
修繕費		0	0	
固定資産償却費		14	14	
保険料		20	20	
施設使用料		0	0	
租税公課		165	165	
その他経費		657	657	
小計	0	1,624	1,624	0
営業費用合計	0	5,032	5,032	0
【経常収支】	0	-3,586	-3,586	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。

事業者名:ゆたか自動車(株)

補助対象期間:平成24年10月1日～平成25年9月30日

フィーダー系統収支表(詳細版)からデータを抽出してい

フィーダー系統収支見込表

(単位:千円)

項目	(乗合バス型) ①	(デマンド型バス)②	合計額(①+②)	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	0	498	498	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	0	498	498	0
【営業費用】				
人件費	0	1,059	1,059	0
燃料油脂費	0	150	150	0
修繕費	0	33	33	0
固定資産償却費	0	135	135	0
保険料	0	91	91	0
施設使用料	0	0	0	0
道路使用料	0	0	0	0
施設賦課税	0	6	6	0
その他経費	0	0	0	0
(自由記述)運行委託費	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
運送費計	0	1,474	1,474	0
一般管理費	0	382	382	0
営業費用合計	0	1,856	1,856	0
【経常収支】	0	-1,358	-1,358	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。

事業者名:ゆたか自動車(株)

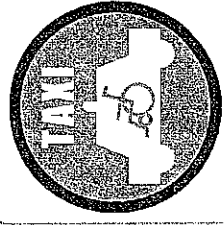
補助対象期間:平成24年10月1日～平成25年9月30日

フィーダー系統収支見込表(詳細版)

(単位:千円)

	(乗合バス型)	(デマンド型バス)	合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入		498	498	
運送雑収入		0	0	
営業収益合計	0	498	498	0
【営業費用】				
人件費				
給料		1,018	1,018	
手当		0	0	
退職金		0	0	
法定福利費		38	38	
厚生福利費		3	3	
臨時雇賃金		0	0	
その他		0	0	
小計	0	1,059	1,059	0
燃料油脂費				
ガソリン費		150	150	
軽油費		0	0	
油脂費		0	0	
その他		0	0	
小計	0	150	150	0
修繕費				
車両修繕費		30	30	
その他		3	3	
小計	0	33	33	0
固定資産償却費				
車両償却費		132	132	
その他		3	3	
小計	0	135	135	0
保険料				
自賠責保険料		24	24	
車両保険		67	67	
その他		0	0	
小計	0	91	91	0
施設使用料		0	0	
小計	0	0	0	0
道路使用料		0	0	
小計	0	0	0	0
施設賦課税				
自動車重量税		2	2	
自動車税		4	4	
その他		0	0	
小計	0	6	6	0
その他経費		0	0	
(自由記述) 運行委託費		0	0	
(自由記述)		0	0	
(自由記述)		0	0	
小計	0	0	0	0
運送費計	0	1,474	1,474	0
償却費を除く運送費	0	1,339	1,339	0
一般管理費				
人件費		251	251	
修繕費		0	0	
固定資産償却費		0	0	
保険料		0	0	
施設使用料		0	0	
租税公課		0	0	
その他経費		131	131	
小計	0	382	382	0
営業費用合計	0	1,856	1,856	0
【経常収支】	0	-1,358	-1,358	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。



巡回バスを補う
高齢者や障害のある方の新しい移動手段

利乗の合のタクシ

をきり用々ばさの

事前登録 平成23年12月1日(木)から随時
デマンド運行 平日および土曜日(8:30~16:00)
 *運行開始は平成24年1月10日(予定) 国の許可後になります

利用方法

交くて、便利! ドアからドアへ、町内どこへでも移動楽々♪

1 事前登録

※ご利用には、事前登録が必要です。

2 電話で予約

[予約電話番号]
 ☎46-0003 (長南タクシー)
 ☎46-0123 (ゆたかタクシー)
 [予約時間] 8時30分~16時



明日の10時に
自宅から〇〇商店まで
予約します。

電話で連絡



〇〇のおばあちゃんです。明日の10時の予約を受け付けました。自宅まで待っててください。

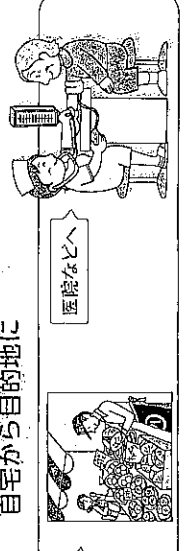
3 予約受付

タクシーに指示



4 おばあちゃん宅へ

自宅から目的地に



5 目的地へ (町内のみ)

商店街へ

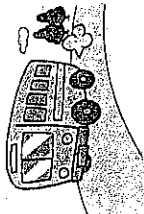
医院などへ

公共交通見直しに伴う、実証実験がまもなく始まります

巡回バスの一部 運行見直し

(西地区以外)の午後運休など

予約制 乗り合いタクシー (デマンド)



巡回バスを一部変更し運行します
 一層定期バスとの連携が便利に!

巡回バスの時刻一部変更により、定期バスとの連携がよくなります。

- 西・東地区より
長南車庫発 7時55分 茂原駅行き
- 東地区より
長南車庫発 7時55分 牛久駅行き
- 長南・坂本・豊栄地区より
長南車庫発 8時25分 茂原駅行き
- 東地区より
長南車庫発 9時25分 茂原駅行き
- 東地区より
長南車庫発 9時25分 鶴舞行き

予約制乗り合いタクシー (デマンド)

- ◎運行地域 長南町全域
- ◎利用できる方
町在住の満65歳以上の高齢者および身体障害者(1級~3級)で移動の手段がない方
*事前に利用者登録が必要です。
- ◎予約
ご利用になる前日までに電話でお申し込みください。
- ◎運賃 片道 500円 (一部地域は異なります)

利用するにはどうしたらいいの?

1. 事前に登録が必須です
 各家庭に登録票を配布しますので、必要事項を記載し、役場政策室へ提出してください。

デマンドタクシーってなあに?

町で運行するデマンドタクシーとは、高齢者や身体障害をお持ちの方の移動を手助ける交通システムです。
 町内の移動であれば通院・買い物など、どんな条件でも「ドア対ドア」で移動できます。

巡回バスは、運行開始から7年が経過し、利用者も少なくなっております。このため、運行の一部見直しを行い、朝の時間を20~30分早め、定期バスとの乗り継ぎを良くし、通勤・通学でもより利用いただけるようにします。
 また、午後は西地区を除き運行を休止します。

これに伴い、新しく予約制乗り合いタクシー(デマンド)の試行運行を行います。

問い合わせ
 政策室(電話・小室)
 ☎46-33301



2. 電話で予約をする
 ①氏名・住所
 ②利用者数・日時
 ③どこから乗るのか
 ④どこまで行くのか
 を伝えてください。

注意

①デマンドタクシーは、通常のタクシーと違い、他の利用者と乗り合いになる場合があります。

できるだけ多くの方に低料金でご利用いただくためのサービスですので、「ご理解・ご協力をお願いします。」

②予約には、余裕をもってお申し込みください。

キャンセルや予約の変更をする場合は、すぐに連絡してください。

③デマンドタクシーの運行により、巡回バスの長南・蔵持地区コース、東地区コース、坂本・豊栄地区コースの午後の便を休止いたします。

また、時刻表に変更がありますので、詳しくは後日各ご家庭に配布する巡回バス時刻表をご覧ください。